

本欄は、NEXI の解釈が必ずしも確立していないと思われる事項について、私の個人的見解を示したもので、NEXI が本解釈を認めるとは限りませんが、議論の叩き台として理論構成を参考にして頂ければと思い、プロ用に掲載しているものです。

「控除利息」制度について

貿易一般保険における「控除利息」とは、被保険者が負担していた決済期日から保険金支払日までの期間に係わる利息相当額について、保険金請求後に相手方から回収があった場合の保険者と被保険者との分配にあたって、回収額から当該利息分を控除して（被保険者が取得して）填補分と非填補分を分配することから「控除利息」と言うのだが、控除利息制度が、被保険者に対する過剰な恩典であるかの如きイメージを持っている人が少なくなく、根深い誤解が生じている。

I 控除利息制度の歴史

1. 「第一世代」

そもそも控除利息制度が設けられた理由は、保険者が被保険者から召し上げた不当利得部分の返還制度として、不合理な約款の辻褄合わせのためのものであり、恩典などというイメージとは凡そ懸け離れた代物であったのだ。これが控除利息制度としての「第一世代」と言える。

具体的には、[保険金請求前に相手方から延滞金利を取り立てた場合は、元本を回収したものと看做して、未回収元本額から差し引いて保険上の損失額を算定する]という、常識では考えられないような不合理な約款の規定であったので、保険金支払後に相手方から回収した元本を填補率に応じて分配したのでは、保険者の取り分が不当に大きくなり過ぎることから、「延滞利息であるにも拘らず元本回収と看做された部分」を控除して分配する制度が、控除利息制度の始まりである。

この不合理な約款の犠牲になったのが、1976 年頃に発生した北朝鮮向けの未収債権である。当初、北朝鮮からの延滞金利の支払が行なわれていたことに鑑みて、保険金請求を長年月待たされた/長年月差し控えたことにより、保険約款の上では、填補対象となる損失額は半分近い額になってしまった。その後北朝鮮が金利すら支払えない状況に陥り、8 年余り経過した後、いざ保険金請求に入ろうとした時に初めて、被保険者のみならず通産省すらも、約款の規定が理不尽に出来ていたことに気が付き、被保険者は地団駄踏んで悔やんだが、「悪法と言えども法なり」で如何ともし難かったようである。

当時の債権は今以て返済されずに残っているので、将来もし回収があるのであれば、「延滞利息であるにも拘らず元本回収と看做された部分」は、数十年間無利子ながら、控除利息制度として被保険者に戻ってくることになるが、遠い将来両国が友好関係になったとしても、大半の金額に対して債務削減措置が取られる可能性が高いので、控除利息制度は何の役にも立たないこととなる。

付保債権が未回収である以上、当時の保険契約に係わる控除利息制度は存続していなければならないが、当時の規定を知っている者は、もはや皆無に近いのではないかと思われる。

2. 「第二世代」

その後、延滞金利を元本回収と看做す約款は改定されたが、被保険者が負担していた保険金支払までの金利の取扱いには、曰く因縁、紆余曲折があり、何度も何度も運用改定が行なわれたので、その推移の詳細を覚えていられないが、その後の「第二世代」とも言えるスキームが長く定着することになる。

細かいことを端折って単純に言うと、それは「相手方から支払われた延滞金利は、保険金請求前に支払われた分も含めて、決済期日から保険金支払までの期間に係わる部分は、すべて保険者が一旦取得し、その後回収額に比例して小出しに被保険者に戻していく。」という方法である。その後の回収がないと、取り上げ放しになる。

「控除利息ご褒美説」といった解釈が打ち出されたりもした。何に対するご褒美かというところと回収努力に対するご褒美だと言う。回収がなかったら保険者に取られたままのものを、回収があれば回収額に比例して金利分が戻ってくるので、現象面を見ると回収のご褒美のように見えなくもないが、保険者の懐を痛めて支給された金ではない。被保険者が保険者に預けた金が無利子で戻ってきただけのことであり、しかもその戻りも、満額戻って来るのは事故債権が延滞金利も含めて満額回収できた場合に限られるので、これも合理性に欠けるのだが、「第一世代」よりかなりマシになっている。

3. 「第三世代」

2001 年に変更されたのが現行制度であり、「第三世代」ということになる。

端的に言うと、「控除利息先取り制」と称して、決済期日から保険金支払までの期間に相当する延滞金利は、被保険者が先取りして良い。」という制度である。

これは画期的な制度であり、これぞ被保険者への大きな恩典のような錯覚を呼ぶが、それはこれまでの制度との比較相対上であって、配分自体は、被保険者は何の得もしていないし、保険者も何の持ち出しにもなっていない。即ち、積年の不合理がここに来てようやく保険者と被保険者とが EVEN になっただけなのである。

何故ならば、相手方から延滞利息を含めた回収がある場合は、決済期日から保険金支払日までの期間に係わる延滞金利は、必ず一番最初に入ってくる。被保険者に帰属する部分が最初に入金したので最初に取りだけであって、「控除利息先取り制度」があることによって優先的に扱われたと捉えるべきものではない。延滞利息が回収できている限りは、先取り制度は何ら恩典でもなく保険者の負担にもなっていないので、仮に控除利息制度が廃止されても実質的には変わりはない筈である。「金に色は付いてない」という言い方があるが、「利息」には明確に色がついていて、「どの債権の何月何日から何月何日までの期間に係わる利息」というタグが付いているので、持ち主が自分に帰属する分を淡々と取得すれば良いというだけである。

元来債権者としては延滞金利から取り立てるのがセオリーであり、商慣習上も民商法上も常識的な行動なので、延滞金利を優先して取り立てることにモラルリスクを問う必要はない。

II 現行制度の内容

端的に言ってしまうと上述の通りであるが、曰く因縁、紆余曲折があったことにより今日に至っているので、上述第一世代、第二世代も現行制度も、実はそんな単純なものではない。枝葉の部分は複雑に決められており、現行制度は、保険者被保険者双方にメリットがあればデメリットもある。色々なケースがあるので比較評価は難しいが、少なくとも「控除利息制度が被保険者に対する過剰な恩典である」と言えるほどの有難いものではなく、見方によっては、メリット・デメリット差引きで被保険者にマイナスという評価も考えられなくもない。

なお、現行制度においては、保険金請求前に取得した延滞金利は、当然のこととして被保険者がそのまま取得して良いことになっているので、控除利息制度の議論の俎板に乗るのは、被保険者が既に取得した延滞金利を除いて、その後保険金支払日までの期間に係わる利息相当額ということになる。

現在、貿易保険共通運用規程第9条に以下の通り定められている。

貿易保険共通運用規程			
(控除利率)			
第9条 貿易保険の各約款に規定する回収金を日本貿易保険に納付する際の計算に用いられる控除利率については、下表のとおり取り扱うものとする。なお、別に特約により定められている場合にあっては、その規定による。			
保険契約 締結年度	非常危険の場合		c 信用危険の場合
	b 金利返済計画合意前	a 金利返済計画合意後	
平成13 年度以降	保険金支払日における貿易再保険特別会計の財政融資資金からの借入金利（満期一括償還（5年以内））	当該計画金利	保険金支払日における貿易再保険特別会計の財政融資資金からの借入金利（満期一括償還（5年以内））

（注）「金利返済計画」とは、「国際約束に基づき債務救済措置に関する日本国政府と外国政府との間で交換された書簡又はこれに準ずるものであって、商業上の債務の繰延べに適用される利息の率が規定されている計画」をいう。

（控除利息期間は、約款上正確に言うところ「決済期日の翌日から保険金支払日までの期間」であるが、ここでは「翌日」という表示部分は省いて議論する。実際には[保険金支払日－決済期日]の引き算した日数となる。）

その結果、保険者・被保険者メリット・デメリットは、以下の通りとなる。

1 適用利率に係わる保険者・被保険者メリット・デメリット

(1) a (パリクラブリスケ合意に基づく返済) の場合：

相手方から支払われた延滞金利を原資として、同一利率で被保険者に分配するのであるから、保険金請求の前後を問わず、控除利息制度に係わる保険者の負担は一切無く、被保険者にも損も得も発生しない。(非常危険事故の大半がパリクラブリスケとなる)

(2) c (信用危険事故) & b (非常危険事故だがG・Gリスケにならずに回収があった場合や、リスケ金利率合意前に回収があった場合) の場合。(bのケースは少ないので主として「信用事故の場合」となる)：

① 相手方から延滞金利が支払われた場合の金利率は、比較的低利の円建て債権であっても財投金利率よりも高いのが一般的であり、ドル建ての場合は円に比べてかなり高率なのでその差がかなり大きい。現行制度では「控除利息」は建値通貨に関係なく財投金利率で計算することになっているので、その差を保険者 NEXI が取得しているが、そこに合理的根拠は存在しない。ここが現行控除利息制度の被保険者のデメリット部分である。

② しかも、保険金請求前に金利の一部が支払われている場合、例えば、[決済期日 2013.3.31 延滞金利支払日 2013.6.30(3ヶ月分 利率 5.0%p.a.) 保険金請求日 2013.7.31 保険金支払日 2013.9.30 保険金支払日における財投金利率 0.6%p.a. 初回回収日 2013.10.31(元本の一部+当日までの遅延金利)]とした場合、被保険者が控除利息として分配されるのは、2013.7.1 から 2013.9.30 までの3ヶ月間に係わる財投金利率 0.6%p.a.に基づく負担利息ではなく、**[0.6%p.a.×6ヶ月(決済期日 2013.3.31～保険金支払日 2013.9.30)] - [5.0%p.a.で既に支払われた3ヶ月分の利息]**と計算されるので、結果は「控除利息ゼロ」となる。相手方から 2013.7.1 から 2013.9.30 までの遅延金利を回収できているにも拘らず、当該部分は保険者が丸取りとなるので、被保険者にとっては大きなデメリットであり、合理性に欠けている。信用事故の場合かなりの割合で①②の事態が発生するから問題なのだ。

③ しかしながら、相手方から延滞金利が支払われなかった場合であっても、元本の回収があったならば、財投金利率により負担金利の補填を受けることができることは、被保険者にとって大きなメリットであり、この部分は、保険者は相手方からの利払いがないにも拘らず被保険者の金利負担を補填していることになるので、保険者のデメリット部分である。

④ 但し、a b cいずれの場合であっても、控除利息適用前に、元本削減が行われたことにより延滞金利の請求権も消滅した場合には、当該削減された元本部分に係わる控除利息は適用されないので、保険金支払までの被保険者の負担金利はそのまま損失となる。控除利息制度があっても役に立たない。

⑤ 上記①②が③とのバーターの関係になっていると考えれば、上述「合理性がない」という評価は当たらないことになるが、斯かる交換条件が適当であるか否かは議論を要するところである。

逆に、上記③のケースにおいて、回収された元本の一部は延滞金利として支払われたものと擬制して考えれば、相手方から延滞金利が支払われなかった場合であっても控除利息が適用される制度は、当然の分配であり被保険者のメリットでも保険者のデメリットでもないことになる。商慣習上も民商法上も延滞金利を先に取り立てること自体は常識的な行動なので、斯かる「擬制」が不自然なものではないし、そもそも被保険者の経済的負担を救済するのが保険の目的なのであるから、交換条件になっていなくても、行き過ぎた恩典というものでもない。

要するに、①②と③とで制度全体としてどちらが大きいかによって、これを手厚い恩典であると捉えるか否かが議論のポイントとなる。

2 「控除利息先取り制度」に係わる保険者のデメリット

貿易一般保険約款

(回収金の納付)

第34条

8 被保険者は、保険金の請求がなされた後、回収した金額があるときは、日本貿易保険が指定する次の式で算出された金額を日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険に納付しなければならない。

二 第3条第2号又は第4号のてん補危険の場合

$$(\text{回収金額} - A) \times \frac{\text{支払保険金額}}{\text{第5条の損失額}} - B$$

Aは、第1項による義務の履行のために要した費用（ただし、日本貿易保険が認めた金額に限る。）

Bは、第5条の損失額に決済期限の翌日から保険金支払日（回収が保険金の支払を受けた日以前の場合には、当該回収のあった日）までの期間に応じ共通運用規程に定める利率を乗じて得た額から保険金請求日までに回収した延滞利息を除いた額に支払った保険金の額の第5条の損失額に対する割合を乗じて得た金額から既に被保険者に充当した金額を除いた金額又は回収した金額からAを除いた金額に支払った保険金の額の第5条の損失額に対する割合を乗じて得た金額のいずれか少ない金額

上述の通り、相手方から回収される決済期日から保険金支払日までの期間に係わる延滞金利は、殆どの場合最初に入ってくるので、被保険者が「控除利息」としてそれを取って得ても、何のメリットにもなっていないし、保険者のデメリットもないが、「入って来なくても先取り」という制度には保険者の負担がある。

「控除利息先取り制度」に係わる保険者のデメリットは、上述1(2)③の相手方から延滞金利が支払われなかった場合と同じ議論である。

なお、延滞金利の支払は約束されたが、元本化して繰延べられる場合がパリクラブリスケでは時々あるが、「入って来なくても先取り」と「未だ入って来ないのに先取り」とではまったく意味が違い、先取りが保険者のデメリットになるという訳ではない。被保険者が「先取り」と称して受取る金額は、現在価値としての「控除利息」であり、保険者が受取るのは孫金利がついた将来価値であるから、経済計算上は保険者も被保険者もメリットもデメリットも発生しない。ここを見誤ってはいけない。

保険者にデメリットが発生するのは、将来起きる債務削減などによって、元本化して繰延べられた延滞金利部分が、満額回収できなかった場合にのみ、「入って来なくても先取り」と同じ結果になるということである。

そもそも、将来回収できないかもしれないリスクを負担するのが保険の役割なのだから当然とするか、そこまで保険者が負担する必要が無いとするかが議論の対象である。

Ⅲ 控除利息制度を廃止したら

メリットだデメリットだとか、恩典だとかそうじゃないとか騒いでみても、所詮保険金が支払われるまでの期間に係わる利息が高いか安いかの問題である。①②と③とでどちらが大きい判断がつかないくらいだから、制度全体として著しく不合理であり、喫緊の課題であるという程のものではない。複雑で分かりづらいという声が非常に大きいので、決済期日から保険金支払までの期間が長くないのであれば、煩雑な控除利息制度は思い切って廃止して、合理的な原点に戻すという考え方も有りうる。

原点に戻すということは、相手方から延滞金利の支払がある場合には、非常危険事故か信用危険事故かに拘らず、利払いが保険金請求前か請求後かに拘らず、利率が財投金利より高いか安いかに拘らず、決済期日から保険金支払日までの期間に係わる部分は、利息の支払があったそのときに被保険者が取得し、Ⅱ 1 (2)①②のような調整は一切行わない。通常は延滞金利が最初に支払われるので、被保険者が当然に先に取りことになる。その代わり、延滞金利の支払がない場合には、被保険者の負担は埋まらないことになるが、多少の負担増は仕方がない。これなら極めて単純明快であって、合理性の観点から言うのであれば何の問題もない。

しかしながら、それが言えるのは、あくまでも、「決済期日から保険金支払までの期間が長くないのであれば」という前提でしか言うことができない。

保険は被保険者の経済的負担を補填するのが目的なのであるから、結果として長期間に亘る金利負担は、保険制度の意義を損なうことになる。北朝鮮の例は極端にしても、大国で事故が起きたときに、かつてのイラクやソ連のときのように、保険金支払までに何年もかかることが起きない保証はない。原発は安全なのだから事故が起きたときの対策は不要であるとして対策を怠ったのと同じで、昔と違って今は保険金を迅速に支払うようになっているのだからとして長期間に亘った場合の歯止め措置を講じないと、結局は保険制度の信頼性を損なうことになる。適用するケースが実際にはなくても、救済される制度になっていることが健全な保険制度となるのである。救済制度がしっかりと存在しているが、適用される事態が起きないというのが、最も望ましい姿である。

但し、歯止め措置の適用は、保険金支払までに長期間を要したことに被保険者の責がない場合に限るなどといった見掛けの合理性を振りかざしては絶対にならない。NEXI と被保険者の意識の相違は絶対に避けられないので、限定があるとその判定で常に揉めることとなり、結局は有名無実の制度になりかねない。保険金の支払が遅れば遅れるほど、保険者に利得が発生し被保険者に損失が発生している事実を踏まえて、保険金を支払うという結果になったのであれば保険金支払までに長期間を要した理由を問わない制度とすることが肝要である。

一般的には、事故から半年もすれば、保険金は疾うに支払われているのが、保険制度としての自然の姿である。船積不能事故のように貨物の処分に手間取って損失額の確定に時間を要するものは別にして、損失額が極めて明確な代金回収事故の場合は、民間の保険ならば、半年経っても保険金が払われていないといったことは殆ど起きない。6ヶ月の **Waiting Period** が設定された保険契約は当然半年を超えるが、**Waiting Period** が3ヶ月程度なら決済期日から半年以内には支払われる。

然らば、どのような形で救済すればよいのかについて、以下の2つの考え方を提起するので、利用者それぞれがよく吟味して頂きたい。

上述の通り原点に戻って、決済期日から保険金支払日までの期間に係わる部分は、利息の支払があったときに被保険者が取得することを基本原則とすることを前提とし、

- ① 保険金の支払が決済期日から6ヶ月を超えた場合であって、且つ相手方から延滞金利の支払はないが元本の返済がある場合に限り、決済期日の6ヶ月後の日から保険金支払日までの期間に係わる財投金利率に基づく利息相当額を、延滞利息の支払があったものと擬制して、被保険者が取得するものとする（但し、債務削減により元本と共に延滞金利の請求権も消滅した場合には、擬制は成り立たないこととする）。
- ② しかしながら、①は被保険者にとって制度改悪となるので、利用者に受け入れられないかもしれない。保険は被保険者の経済的負担を補填するのが目的なのであるから、現行制度では、6ヶ月後の日ではなく決済期日から保険金支払日までの期間の利息を控除することができることになっている。これを減殺する理由は何もない。速やかに保険金を支払っていたならば、当然保険者が負担していたであろうものを被保険者に還元しても、保険者が損を被っている訳ではないし、ましてや過剰な恩典には当たらないので、改める必要はないとする考え方も当然ある。元本回収があったときに決済期日からの利息を控除することができたとしても、財投金利率では全然足りていないので、それでも被保険者の負担が回復したことにはならない。

但し、上記提案は、相手方から元本の回収があった場合にしか意味を持たないので、被保険者にとって根本的な解決になっている訳ではない。回収がない場合も含めての救済を望むとなると、OECD が「ト・ライン」における日本の保険制度の位置付けである「below Standard」に抵触することになるので、あくまで現行制度の延長線上での提案である。

尚、保険金請求を自ら遅らせる場合については、c「貿易一般保険の被保険者の義務について」の t「保険金請求期間に係わる猶予期間の申請」を参照頂きたい。以上